

経済産業省

20181105保局第5号

平成30年11月14日

高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用についてを別紙のとおり制定する。

附 則

1. この規程は、平成31年9月1日から施行する。
2. 容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令61号）
附則第1条本文に掲げる規定の施行の際、現に第2条による改正前の冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第7条第1項第5号の規定、第3条による改正前の液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第6条第1項第20号の規定、第4条による改正前の一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第6条第1項第17号の規定、第5条による改正前の特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）第13条第1項の規定又は第6条による改正前のコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第5条第1項24号の規定並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令62号）の施行の際現に改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業

省令第11号)第53条第2号ニ若しくは第54条第2号チ(6)の規定により、耐震設計構造物の応力等の計算方法が耐震設計上適切であると経済産業大臣により認められている者は、この規程5.の認証を受けたもの(ただし、平成30年経済産業省告示第220号の施行の日から起算して2年を経過しないもの又は2年を経過するまでの間に、5.(1)に基づく申請を行った場合に限る。)とみなす。

3. 高圧ガス設備等耐震設計基準の運用及び解釈について(平成09・04・21立局第6号)は、平成31年8月31日限り廃止する。
4. 耐震設計構造物の応力等の計算方法及び計算を行う者の認定について(57立局第25号)は、平成31年8月31日限り廃止する。ただし、Ⅲ8.及び10.の規定については、この規程6.(1)①に掲げる者が6.(1)②の申請を行うまでの間は、なおその効力を有する。
5. 認定者等評定実施要領等について(57立局第18号)は、平成31年8月31日限り廃止する。
6. 標準認定計算方法の通知について(57立局第154号)は、平成31年8月31日限り廃止する。
7. 標準認定計算方法の通知について(60立局第734号)は、平成31年8月31日限り廃止する。
8. 標準認定計算方法について(62立局第2190号)は、平成31年8月31日限り廃止する。

高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について

1. 総則

高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年経済産業省告示第220号）第2条及び第3条で定める機能性基準に適合することについての評価（以下「適合性評価」という。）にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別表の右欄に掲げる例示基準のとおりである場合には、それぞれ同表の左欄に掲げる機能性基準に適合するものとする。

2. 許可、届出及び検査の手続における取扱い

（1） 次に掲げる許可、届出及び検査において適用すべき機能性基準の詳細基準が例示基準に基づく許可、届出及び検査（以下「例示基準に基づく許可等」という。）のときは、これらに係る申請及び提出（以下「申請等」という。）は、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）、コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和43年通商産業省令第14号）（以下「冷凍則等」という。）で定めるところによる。

- ・ 高圧ガス保安法（以下「法」という。）第5条第1項の第一種製造者の製造の許可
- ・ 法第5条第2項の第二種製造者の製造の届出
- ・ 法第14条第1項の第一種製造者の変更の許可
- ・ 法第14条第2項の第一種製造者の変更の届出
- ・ 法第14条第4項の第二種製造者の変更の届出
- ・ 法第16条第1項の第一種貯蔵所の許可
- ・ 法第17条の2第1項の第二種貯蔵所の届出
- ・ 法第19条第1項の第一種貯蔵所の変更の許可
- ・ 法第19条第2項の第一種貯蔵所の変更の届出
- ・ 法第19条第4項の第二種貯蔵所の変更の届出
- ・ 法第20条第1項の高圧ガスの製造のための施設の完成検査
- ・ 法第20条第3項の高圧ガスの製造のための施設の完成検査
- ・ 法第35条第1項の高圧ガスの製造のための施設の保安検査
- ・ 法56条の3の特定設備検査
- ・ 法56条の7第2項の指定設備の認定

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第36条第1項第2号の特定供給設備の設置の許可
 - ・ 液石法第37条の2の特定供給設備の変更の許可
 - ・ 液石法第37条の3の特定供給設備の完成検査
- (2) 例示基準に基づく許可等以外の許可、届出及び検査の申請等であって、5. 耐震構造計算プログラムによる場合にあっては例示基準と同等の取り扱いとするが、経済産業大臣、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は経済産業大臣が指定するものが法第56条の3の特定設備検査を行う場合、都道府県知事等が法第5条第1項、第14条第1項、第16条第1項又は第19条第1項の許可を行う場合において、計算結果その他の必要な書類の提出を求めることができる。法第20条の完成検査、法第35条の保安検査、法第56条の7の認定、液石法第36条第1項第2号、第37条の2の許可及び第37条の3の完成検査についても同様とする。
- (3) 例示基準に基づく許可等以外の許可、届出及び検査の申請等は、冷凍則等で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、3. (6)の詳細基準事前評価書、3. (7)の公開詳細基準事前評価書又は4. (4)の一般詳細基準審査結果通知書を添付する場合にあっては、②の資料を添付することを省略することができる。
- ① 当該申請等において適用する詳細基準
 - ② ①に挙げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

3. 協会による事前評価

- (1) 例示基準以外の詳細基準について、1. に掲げる機能性基準に適合することに関し、協会による事前評価を受けようとする者（(2)に掲げる者を除く。）は、協会が別に定める「詳細基準事前評価実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、詳細基準事前評価申請書を協会に提出するものとする。この場合において、複数の事例が同一の仕様であって、当該複数の事例に係る詳細基準が同一であるときは、同一の詳細基準事前評価申請書によって申請をすることができるものとする。また、同一の仕様について、一定期間内に反復して申請を行う場合は、包括して申請をすることができるものとする。
- (2) 例示基準以外の詳細基準について、1. に掲げる機能性基準に適合することに関し、当該詳細基準の公開を目的に、協会による事前評価を受けようとする者は、要領に基づき、公開詳細基準事前評価申請書を協会に提出するものとする。
- (3) (1)に係る事前評価申請書には次の①及び②に掲げる資料を、(2)に係る公開詳細基準事前評価申請書には次の③から⑤までに掲げる資料を添付するものとする。
- ① 当該適合性評価において適用する詳細基準
 - ② ①に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）

- ③ 公開する詳細基準
 - ④ ③に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ）
 - ⑤ ③に掲げる詳細基準が公開に適することを証する資料（例えば、当該詳細基準に係る製造施設の使用実績、実証データ及び（６）の詳細基準事前評価書）
- （４）（１）及び（２）に係る事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる詳細基準事前評価委員会（以下「事前評価委員会」という。）を設置する。

事前評価委員会は、協会が別に定める「詳細基準事前評価委員会規程」に基づき運営する。

- （５）協会は、（１）及び（２）に係る事前評価を行うときは、事前評価委員会に諮るものとする。事前評価委員会は、要領に基づき、（１）に係る事前評価にあつては機能性基準に適合すること、（２）に係る事前評価にあつては機能性基準に適合すること及び公開に適することについて評価を行う。
- （６）協会は、（１）に係る事前評価を行ったときは、要領に基づき、事前評価申請を行った者に対し、速やかにその結果を詳細基準事前評価書により通知しなければならない。
- （７）協会は、（２）に係る事前評価を行ったときは、要領に基づき、事前評価申請を行った者に対し、速やかにその結果を公開詳細基準事前評価書により通知しなければならない。

この場合において、当該詳細基準が機能性基準に適合し汎用性を有する等公開に適すると認められるときは、協会は、遅滞なく、当該公開詳細基準事前評価書を公開しなければならない。

4. 協会による一般詳細基準審査

- （１）一般に広く活用することを目的とした詳細基準（以下「一般詳細基準」という。）が1. に掲げる機能性基準に適合することについて、協会による一般詳細基準審査を受けようとする者は、協会が別に定める「耐震告示関係基準審査規程」（以下「審査規程」という。）に基づき、一般詳細基準審査申請書を協会に提出するものとする。
- （２）協会による一般詳細基準審査の厳正な処理並びに例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加を図ることを目的として、協会に学識経験者等からなる耐震告示関係基準検討委員会（以下「基準検討委員会」という。）を設置する。
- 基準検討委員会は、協会が別に定める「耐震告示関係基準検討委員会規程」に基づき運営する。
- （３）協会は、（１）に係る一般詳細基準審査を行うときは、基準検討委員会に諮るものとする。基準検討委員会は、審査規程に基づき、機能性基準に適合することについて審査を行う。
- （４）協会は、（１）に係る一般詳細基準審査を行ったときは、審査規程に基づき、（１）の申請を行った者に対し、速やかにその結果を一般詳細基準審査結果通知書

により通知しなければならない。

この場合において、協会は、当該一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、機能性基準に適合すると認めるときは、(1)の申請を行った者の求めに応じ、遅滞なく、一般詳細基準審査結果通知書を公開しなければならない。

- (5) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行い、当該一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、機能性基準に適合すると認めるときは、(4)に係る結果を経済産業省に報告するものとする。

5. 協会による耐震構造計算プログラム認証

- (1) 耐震設計構造物の耐震性能について構造計算を行う方法及び計算を行う者（以下「耐震構造計算プログラム」という。）が1.に掲げる機能性基準に適合することについて、協会による認証を受けようとする者は、協会が別に定める「耐震構造計算プログラム認証実施要領」（以下「認証実施要領」という。）に基づき、耐震構造計算プログラム認証申請書を協会に提出するものとする。
- (2) (1)に係る認証の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者等からなる耐震構造計算プログラム認証委員会（以下「認証委員会」という。）を設置する。
認証委員会は、協会が別に定める「耐震構造計算プログラム認証委員会規程」に基づき運営する。
- (3) 協会は、(1)に係る認証を行うときは、認証委員会に諮るものとする。認証委員会は、耐震構造計算プログラム認証実施要領に基づき、耐震構造計算プログラムが機能性基準に適合することについて、認証を行う。
- (4) 協会は、(1)に係る認証を行ったときは、認証実施要領に基づき、(1)に係る認証の申請を行った者に対し、速やかにその結果を耐震構造計算プログラム認証書により通知しなければならない。

6. 20181105保局第5号附則2.の規定が適用される者について

- (1) 20181105保局第5号附則2.の規定により、容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則第1条本文に掲げる規定の施行の際、現に第2条による改正前の冷凍保安規則第7条第1項第5号の規定、第3条による改正前の液化石油ガス保安規則第6条第1項第20号の規定、第4条による改正前の一般高圧ガス保安規則第6条第1項第17号の規定、第5条による改正前の特定設備検査規則第13条第1項の規定又は第6条による改正前のコンビナート等保安規則第5条第1項第24号の規定並びに液石法施行規則の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第62号）の施行の際現に改正前の液石法施行規則第53条第2号中若しくは第54条第2号中(6)の規定により、耐震設計構造物の応力等の計算方法が耐震設計上適切であると経済産業大臣により認められている者であって、次に掲げる者は5.に規定する協会の認証を受けたものとみなす。
- ① 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年経済産業省告示第220

号。以下「耐震告示」という。)の施行の日から起算して2年を経過しない者
 ② 耐震告示の施行の日から起算して2年を経過するまでに認証実施要領に基づき5.(1)の申請を行った者

- (2) (1)①の適用を受ける者は、「耐震設計構造物の応力等の計算方法及び計算を行う者の認定について」(昭和57年1月22日付け57立局第25号。以下「旧耐震認定通達」という。)のⅢ9.(2)に規定する追跡調査に関しては、これを受けなければならない。また、協会は当該追跡調査の結果により、旧耐震認定通達Ⅲ9.の規定を基に認定の取り消し事項に該当しないか審査し、これに該当する場合は当該認定を取り消すことができる。
- (3) 協会は、(1)②の適用を受ける者を認証実施要領に基づき認証するものとする。ただし、この認証は認証委員会に諮ることを要しないものとする。

7. 経済産業省による例示基準の改正及び追加

- (1) 経済産業省は、協会による3.(2)に係る事前評価の結果を踏まえ、例示基準の改正又は追加を検討するものとする。
- (2) 経済産業省は、協会による4.(5)の報告を踏まえ、例示基準を改正又は追加するものとする。
- (3) 経済産業省は、(1)及び(2)に関わらず、必要に応じて例示基準を改正又は追加するものとする。

別表 (詳細基準の例示)

機能性基準	例示基準
第2条第1号及び第3条	高圧ガス保安協会規格KHKS 0861(2018)「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル1)」
第2条第2号及び第3条	高圧ガス保安協会規格KHKS 0862(2018)「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル2)」(ただし、5.1サイトスペシフィック地震動を除く。)